

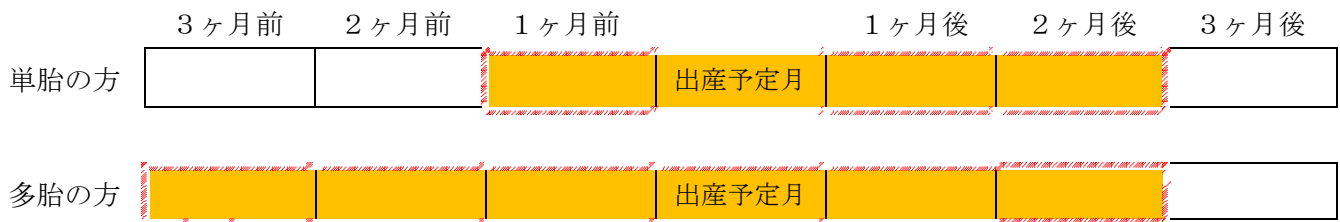
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額になります！

対象となる方・受付期間

- 令和5年1月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（早産、流産、死産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が、年税額から減額されます。産前産後期間に納付する額が減額になるのではありません。産前産後期間が複数年度にまたがるときは、それぞれの年度に該当する期間の分が減額されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- ・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年11月に出産した場合…令和6年1月相当分のみ減額の対象

令和5年12月に出産した場合…令和6年1月および2月相当分のみ減額の対象

◇減額された結果、保険税が納めすぎになったときは、国保上の世帯主に還付されます。

届出に必要な書類

- ・産前産後期間にかかる国民健康保険税減額届出書（役場窓口に様式があります。）
- ・本人確認書類
- ・出産予定日や出産日、単胎妊娠・多胎妊娠を確認できる書類（母子手帳等）
- ・出生証明書など出産日および親子関係のわかる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）

届出・問合せ先

七飯町役場 住民課 国保年金係 TEL 0138-65-2513